

## 1 件 名

三浦市漁港管理条例の一部を改正する条例の基本方針

## 2 提案の根拠・理由

間口漁港では、遊漁船業を営む漁業者が多く、多数の来遊客が訪れ、漁港周辺の重要な産業となっている。

来遊客の多くは自家用車により同地を訪れるため、漁業者の車両と遊漁船利用者の車両が混在する状況となっていることから、漁港施設内における漁業利用と遊漁船利用者による利用との調整を図るため、漁港施設として駐車場等の整備を進めている。

今般、整備される駐車場等について、指定管理者制度により運営管理を行うとともに利用料金を徴収するため、所要の改正を行うものである。

## 3 改正の内容

- (1) 間口漁港の甲種漁港施設のうち駐車場等の維持管理に関する業務その他の施設の利用に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。【第15条関係】
- (2) 駐車場等の利用料金の上限額について、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車を1台1回につき1,000円（内税）とする。【別表第3関係】
- (3) その他、指定管理者の指定、管理の基準等、利用料金及び原状回復義務など所要の規定の追加を行う。【第16条から第24条関係】

## 4 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。